

国家戦略特別区域諮問会議（第65回） 議事要旨

（開催要領）

1. 日時 令和6年12月24日（火）15:30～15:59

2. 場所 官邸2階大ホール

3. 出席者

<議 員>

議 長	石破 茂	内閣総理大臣
議 員	伊東 良孝	内閣府特命担当大臣（地方創生）
同	林 芳正	内閣官房長官
同	赤澤 亮正	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣

有識者議員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科 教授 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
同	垣内 俊哉	株式会社ミライロ 代表取締役
同	越塚 登	東京大学大学院情報学環 教授
同	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会 常務理事
同	中川 雅之	日本大学経済学部 教授
	斎藤 洋明	財務副大臣
	穂坂 泰	内閣府副大臣

（議事次第）

1. 開会

2. 議事

- （1）区域計画の認定（報告）
- （2）特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項
- （3）特区制度の振り返りと今後の展開
- （4）利子補給制度の拡充及び国家戦略特別区域基本方針の一部変更（案）

3. 閉会

（資料）

- 資料1 区域計画の認定（報告）
- 資料2－1 特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について（案）（概要）
- 資料2－2 特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について（案）
- 資料3 特区制度の振り返りと今後の展開

- 資料 4 利子補給制度の拡充及び国家戦略特別区域基本方針の一部変更（案）
資料 5 特区制度の今後の進め方について（民間議員提出資料）

〈資料 1 関連〉

- 参考資料 1－1 各区域計画の特例措置について
参考資料 1－2 計画認定した特定事業等の概要
参考資料 1－3 国家戦略特別区域諮問会議における区域計画の取扱いについて
（第64回国家戦略特別区域諮問会議 資料 4）

〈資料 3 関連〉

- 参考資料 2－1 特区制度の活用事例
参考資料 2－2 各特区制度における規制の特例措置一覧
参考資料 2－3 総合特別区域指定一覧
参考資料 2－4 特区制度の活用による地域の取組支援（総合経済対策）
参考資料 2－5 規制改革関連制度の連携強化
（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定『規制改革実施計画』関連資料）

〈資料 4 関連〉

- 参考資料 3 国家戦略特別区域基本方針（案）

参考資料 4 議事録（第39回諮問会議～第43回諮問会議）
参考資料 5 国家戦略特別区域諮問会議運営規則
-

（議事要旨）

○伊東議員 ただいまより、「第65回 国家戦略特区諮問会議」を開催いたします。

石破総理は公務のため、少し遅れて出席予定であります。

本日は加藤議員に代わり斎藤財務副大臣に御出席をいただいております。また、平議員に代わり穂坂内閣府副大臣に御出席をいただいております。

早速議事に入ります。各議題の説明後、一括で御審議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず議題 1 について、資料 1 を御覧ください。本年10月及び12月に開催されました特区指定区域との区域会議を経て、総理大臣認定をいただいた区域計画であります。資料 1 の 5 ページの 7 と 8 にあるとおり、本年 6 月に連携“絆”特区として指定をしました宮城県・熊本県、また、「金融・資産運用特区」創設に伴って指定した北海道の新たな計画を含めて、8 区域で32の事業を追加・変更するものです。

議題 1 は以上であります。

次に、議題 2 について、資料 2－1 を御覧ください。これまで特区ワーキンググループ

ヒアリング等の議論を通じて、新たに講ずることとなった施策を取りまとめたものです。人材確保、スタートアップ支援、酒類の輸出促進、環境、地方行政などの分野で合計16項目の新たな方針を取りまとめています。下段は、薬局業務などの三つの特例を全国措置化するものであります。

議題2は以上です。

次に、議題3について、資料3を御覧ください。「特区制度の振り返りと今後の展開」です。石破内閣の方針として、これまでの地方創生の成果と反省をしっかりと踏まえ、新たな取組を進めることになっています。特区制度についても、振り返りと今後の展開について御審議の材料を提供するものです。

まず、1ページ「特区制度と地方創生（経緯）①」であります。現在、特区制度は三つございます。構造改革特区は、地域の提案を基に規制改革を進める枠組としてスタートし、累計で1,424の特区を認定しています。他の特区と比較して全ての自治体が特例を活用可能なことが特徴です。

次に、総合特区は、指定区域に対して規制改革も含めて政策資源を集中する制度であり、現在も23の区域が指定されています。

国家戦略特区は、改革意欲の高い特区指定区域と協力して、これまで実現できなかった大胆な規制・制度改革に取り組み、経済再生を図るために制定されたものであります。

続いて、2ページです。国家戦略特区においても、「地方創生特区」や「デジタル田園健康特区」「連携“絆”特区」など、地方創生の視点でも取組を進めてきました。

次に、3ページ「これまでの主な成果①」です。規制・制度改革という視点では、特区制度の特徴や意義として、地域からの提案窓口、地域と国が協力して改革を進める枠組、特区法を通じて特例の創設・実証を行う枠組、特区指定によるブランド化等の面があると思います。

続いて、4ページです。国家戦略特区はこれまでの特区と比較して、本諮問会議や有識者によるワーキンググループの議論により、規制・制度改革における国との調整が行いやすくなったとの声を地域からいただいています。

そして、5ページです。こうした特区制度では、保育、教育、観光・商工業、農業など、地方の生活環境や経済にとって重要な規制・制度改革を実現しており、2024年12月時点で全国展開できたものは269件、特例措置は320件に上っています。

次に、6ページ「取組を踏まえた主な課題（反省）①」であります。ここからはこれまでの取組を踏まえた課題・反省です。特区における特例措置の最終的なゴールは全国展開です。6ページの右側の図2のとおり、三つの特区全体で見ると、赤枠で囲ってありますが、特例化から全国展開に至ったものが約55%である一方、5年を経過した特例が全体の36%となっています。特に総合特区や国家戦略特区では指定区域しか特例を活用できないため、特例段階では全国への裨益効果が限定的となります。

続いて、7 ページです。左下の図 3 のとおり、規制・制度改革の措置化は制度の創設当初に多い傾向が見られます。また、右下の図 4 のとおり、黒で囲った部分については、青枠の自治体は取組が活発である一方、赤枠の自治体は、昨年度の新規提案数がゼロであるなど、国家戦略特区でも地域によって提案や活用に差が見られます。

こうした背景として、規模の小さな自治体や事業者にとっては主務官庁にエビデンスを提示し、実現していくハードルの高さや、その労力と比して発案者となることのメリットの小ささを指摘する声もあります。

次に、8 ページです。さらに、提案を行っても改革が実現できず、仮に実現しても条件が付され、活用が進まないケースもあります。特区制度の活用方法や他の制度との関係が分かりにくいといった指摘も聞かれます。

9 ページであります、「今後の方向性」であります。

以上、これまでの成果と反省を踏まえ、今後の方向性として三つの柱を軸に地方の課題を起点とする規制・制度改革を進めていこうと考えています。

一つ目の柱は「成果の全国への普遍化」です。特区制度の特例の全国展開をさらに進めるとともに、直ちに全国展開が困難なものは全国の自治体が活用可能な構造特区としての特例化も併せて検討してはどうかと考えます。

二つ目の柱は「新たな挑戦へのサポート」です。厳しい地方の現実を踏まえ、新たな提案を行う際や、規制・制度改革を活用して行う新たな取組・事業へのサポートも強化が必要と考えます。

三つ目の柱は、「産官学金労言の理解・連携の促進」です。現場に足を運び、地域の好事例などの発信を強化するとともに、他の規制・制度改革の枠組との連携強化も図ってまいります。

今後も地域の声に耳を傾けながら、国家戦略特区ワーキンググループ等も活用し、取組を進めてまいりたいと思います。議員の皆様からも闊達な御意見を賜れば幸いです。

議題 3 は以上であります。

続いて、議題 4 について、資料 4 を御覧ください。1 ページのとおり、本件は本年 6 月の特区諮問会議で民間議員から御意見を頂戴した事項です。

2 ページであります、検討を進めた結果、今般の「総合経済対策」において国家戦略特区利子補給制度の対象事業者の要件を緩和する方針が決まりました。

3 ページです。こうした方針を踏まえ、事業者の規模要件の制約を無くすとともに、特定事業に限定されていた事業範囲も地域の実情に応じた幅広い事業を対象にできるように見直します。

4 ページであります、そのため、国家戦略特区基本方針を改正したいと思います。このほか、関連の内閣府令等の改正も考えております。

議題４は以上であります。

各議題に関する説明は以上であります。

ここで民間議員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。まずは大槻議員、お願いをいたします。

○大槻議員 御説明ありがとうございました。

まず私から、全体感については今回の振り返りの件ですが、特区の意義を確認すると同時に改めて課題が浮き彫りになったと感じます。

第１の課題としては新規案件の発掘がなかなか進まない点でございます。今回挙げられた提案支援をプロアクティブに進めていただきたいと思います。

第２に特区制度の認知度の低さでございます。これは１点目とも絡みますけれども、提案については産業界、行政等に加えまして住民の方々の声が必須であるだけに、非常に残念だと思って見ました。私が関連している企業はスイスの会社なのですが、この国は御存じのとおり直接民主制で、国民が自分事として様々な法案の発案や決定に携わるといことで政策への問題意識、信頼感が高められていると聞きます。特区についても既に様々な形で働きかけていただいているところではありますけれども、メディア等を通じて一層の周知と地方の方々との協力を進めることで、住民の方々の集合知を生かしていただきたいと思います。

それから三つ目、今回の振り返りでは、まだ成果・アウトカムが示されていないという点も課題を感じます。特区制度はその性格上、個別の案件数や進捗状況を追わざるを得ないとは理解しておりますが、本来はこれらの施策の地方の人口や経済成長の拡大などへの貢献度も検証すべきものだと考えます。

また、個別案件についてですが、こうしたアウトカムを見据えた議論をお願いしたいと考えています。例えば清酒の国内向けの新規製造免許に関しては、既存業者の方々、それから文化の保護の重要性は十分理解するところではありますが、やはり様々な参加者が切磋琢磨していくインクルーシブな業界が資本主義の根幹だと思っています。今後も資本主義と地方創生のあるべき姿からバックキャストした全体最適を考えて、特区制度を建設的に拡大していただきたいと思います。考える次第です。

私からは以上です。

○伊東議員 ありがとうございます。

続いて、垣内議員、お願いいたします。

○垣内議員 ありがとうございます。私からは１点です。

特区制度を活用して取り組む規制・制度改革に統計調査手法の見直しが挙げられています。この見直しについて、郵送・配送方式の導入が今後進んでいくとありますが、十分にアクセシビリティ、いわゆる障害のある方がしっかりと情報を受け取れるのか、回答ができるのかなどといったことを留意すべきです。見えない方、見えづらい方が何かしらの郵

送物を受け取ったとしても、それがしっかりと判別できない可能性もあります。よって、点字加工はもちろんのこと、例えば読み上げる仕組みを提供すべきです。国勢調査に限らず、各自治体などの郵送物も十分に障害者が判別できていないという事例が見受けられます。

国内で暮らす障害者が1,165万人を超えました。全人口のうち9.3%です。決して彼らを取り残すことがないように、今後、新規提案や新しい取組を特区制度の中で実現する上では、様々な情報提供においてしっかりと配慮して取り組んでいけるとよいものと感じます。

私からは以上です。

○伊東議員 ありがとうございます。

続いて、越塚議員にお願いをいたします。

○越塚議員 越塚でございます。戦略特区の方向性に関して2点申し上げたいと思います。

まず第1に、石破内閣の政策の中核というものは地方創生にあると認識をしております。私もこれまでスーパーシティ型の特区をはじめ、また、デジタル田園都市国家構想など、AIやWeb3.0などの先進的なデジタル技術を活用した地方創生というものに取り組んでまいりました。こういった現場では、デジタル技術の適用に困難を感じる場面が多々ございます。と申しますのも、現在の地方の自治の制度の多くがデジタル技術がない時代につくられています。ですので、今回は簡潔に申し上げますけれども、デジタル技術が生かせる大胆な制度改革の可能性というものをこの国家戦略特区においてもなお一層議論を深めることが必要だと考えております。

2番目に、この国家戦略特区の本来の目的というのは成長戦略の実現でございます。今や我が国の経済は世界どころかアジアのトップランナーの座も危うく、特に地方経済の成長というものが鍵になってまいります。規制や旧態たる制度というものが我が国の経済成長を妨げているということで始まった特区制度を再度認識し、今後の改革メニューの中では経済界や地域産業との連携、また、新しい内閣の下で取り組まれる新しい地方経済のための戦略との一貫性や強い連携というものが非常に重要だと考えております。

以上でございます。

○伊東議員 ありがとうございます。

続いて、菅原議員、お願いいたします。

○菅原議員 ありがとうございます。

国家戦略特区制度は、地域を実験場とした規制・制度改革の突破口として創設されてから約10年が経過しました。昨今はスーパーシティやデジタル田園都市健康特区など多くの成果を創出していただいていると思います。高付加価値型経済に向けて舵を切ろうとしている今、特に地域の重要インフラであるAI、データなど、デジタル技術の活用・連携による各分野の創造的な利活用により、本質的かつ大胆な規制のり・デザインを行う時期と考えています。

本日は2点コメントします。

一点は、特区の全国展開です。この機能を強化することがまず必須だと思っております。そのためには、第1にユーザー視点で推進体制の一元化を図り、規制改革推進会議ほか各種規制・制度の一体的な運用を行っていくこと。第2に、全国展開を阻む弊害の定義、判断指標、すなわち全国展開の根拠の明確化をしていただきたいと思います。その際、規制の評価・効果検証が重要になりますが、例えば養父市では、神戸大学の協力を得て統計データ分析、事業効果の価値算出、二次効果などの検証をしましたが、こうした検証は自治体任せではなく、内閣府が主導的役割を果たしつつ、主務官庁も共同で行い、全国展開プロセスを明確にしていきたいと思います。

最後に、数年経過しても進捗しない規制については主務官庁が説明責任を負いつつ、実現に向けた検討を進めていただきたいと思います。例えばスーパーシティのつくば市のインターネット投票は、デジタル技術を活用した、市民にも分かりやすく、また、ニーズもあり、まさに規制改革の突破口としての特区にふさわしい案件だと思います。こうした案件は是非政治のリーダーシップで検討を加速していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊東議員 ありがとうございます。

間もなく総理が入室されますので、もう少しお待ちいただければと思います。中川議員はその後、総理が入られてから御発言をお願いします。

(石破内閣総理大臣入室)

○伊東議員 それでは、総理も御入室いただきました。

資料5も踏まえて、中川議員、御発言をお願いいたします。

○中川議員 中川でございます。特区制度の今後の進め方について一言申し上げます。

新たな内閣の下、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置され、総理は所信表明演説で地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める旨、表明されていると承知してございます。特区としてもこの方針を踏まえて従来の検証をしっかりと行い、既の取組を強化していく必要があると存じます。

2点申し上げます。

まず、特区制度の振り返りと今後の展開についてです。我が国では2002年以降、三つの特区制度を通じて規制・制度改革の面から地域の後押しをしてまいりました。ただし、特区が十分な成果を上げてきたかという点に関しては、必ずしも肯定的な評価ばかりではないと思います。最も大きな反省点は、規制・制度改革に伴う弊害やリスクの検証の進め方ではないかと存じます。その挙証責任を地方にのみ負わせる姿勢が見られる場合がございます。制度の在り方について検証する責任を負うのは国、とりわけ主務官庁でございます。今後の検討に当たっては、そうした主務官庁の能動的な対話がより一層期待されます。

また、改革によって生じるリスク・弊害がある、そのこと自体をもって主務官庁や業界

団体が提案を否定するケースも見られます。しかし、規制・制度改革で得られるものとの相対的な比較の中であるべき姿を検討すべきだと考えます。環境変化を見据えつつ、段階的・実証的に規制・制度改革を進めることも有効であり、それができるのはまさに特区制度だけだということを強調したいと思います。

また、地方への裨益効果を最大化するには、三つの特区制度をより一層有機的に連携させることが重要です。具体的には、各特例措置の全国展開を検討するのみならず、国家戦略特区、総合特区の特例を全国の自治体が活用可能な構造特区特例に移行することを視野に入れて検討を進めるべきです。

また、三つの特区全体を通じて活用実績が低調な特例については、なぜ低調なのか、その経過や要件等について再検証することを求めたいと思います。

さらに、全国各地の意欲的な取組に対する相談体制、エビデンス調査、自治体向けの交付金や事業者向けの利子補給など、支援体制を改善・充実させていくことを期待いたします。

次に、特区制度を活用した規制・制度改革について申し上げます。今回の諮問会議では16項目の新たな方針と13項目の措置が確認されたことは評価いたします。一方で、重要でありながら議論の進捗が芳しくなく、結論が得られていないものも見受けられます。例えば今般、日本の伝統的酒造りがユネスコの無形文化遺産に登録されました。これ自体は大変喜ばしいことでございます。しかし、清酒の国内向けの新規製造免許は戦後長らく付与されてございません。外資も含め、M&A資金のある者は酒蔵を免許ごと承継して新規参入できる一方、修行を積んだ意欲ある若者が独立を望んでも、新たな免許は付与されない状況にあります。自らの思う酒を望む場所で造り、自治体関係者で一体となって地域活性化を図る特区提案から既に2年以上が経過してございます。意欲ある人材を確保し、伝統的な清酒産業・文化を持続的に発展・継承していくにはいかなる方策が適当なのか、現在のプレーヤーの利害調整を図るだけではなく、将来を見据えたあるべき姿について早急に特区ワーキンググループヒアリングなど開かれた形で議論を開始することを求めたいと思います。

また、スーパーシティ及びデジタル田園健康特区でも、山間地域を起点とする救急車内でのエコー検査やパーソナルモビリティの速度制限緩和など、地域住民の命や暮らしに直結する課題が残されてございます。これまで述べた考え方を踏まえて検討を進め、早急に結論を得るように求めたいと考えます。

私からは以上でございます。

○伊東議員　ありがとうございます。

5人の議員の皆様から貴重な御意見を賜ったところでありまして、事務局としてもしっかり検討してまいりたいと思う次第であります。

時間の関係上、御発言はここまでとさせていただきたいと思います。

改めて、議題 1 から 4 につきまして、国家戦略特区諮問会議として御了承いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(議員首肯)

○伊東議員 ありがとうございます。

なお、諮問会議運営規則に基づきまして、過去の会議の議事録を公表させていただいております。

それでは、最後に石破総理から御発言をいただきたいと思いますが、まずプレスを入れていただければと思います。

(報道関係者入室)

○伊東議員 それでは、石破総理、よろしくお願いいたします。

○石破議長 本日は、今後取り組む規制・制度改革事項に加え、三つの特区制度の検証と今後の在り方について、御議論を頂戴いたしました。

方針を決定した16の規制・制度改革事項につきましては、早急に対応を進めるとともに、方針が決まっていない事項につきましては、民間議員の御指摘も踏まえ、国家戦略特区ワーキングヒアリング等を通じて、検討を前に進めていただきますようお願いいたします。

その際、制度の主務官庁は、地域の声に丁寧に耳を傾け、社会環境や技術の変化も踏まえた、規制・制度のあるべき形を自ら主体的に検討するようにお願いをいたします。

地域の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進めていく中で、特区制度はその重要な一翼です。各特区における特例の全国展開について、具体的な取組を開始してください。

特区制度が地域の期待により一層、きめ細かく応えることが出来る制度となりますように、特区制度の新たな運用の在り方について、来年6月までに具体的な検討を進め、『地方創生2.0』につなげていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○伊東議員 ありがとうございます。

プレスの方々は御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○伊東議員 本日の議事は以上でございます。ありがとうございます。